

令和元年12月定例会

河合町議会会議録

令和元年12月4日 開会

河合町議会

令和元年第4回（12月）河合町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
第 1 号（12月4日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○出席説明員	4
○欠席説明員	4
○議会事務局出席者	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○町長のあいさつ	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○付議事件の一括提案理由の説明	7
○議案第67号、議案第68号、議案第71号、議案第72号の質疑、討論、採決	13
○議案第59号から議案第66号、議案第69号、議案第70の委員会付託	23
○散会の宣告	24
○署名議員	25

河合町告示第31号

令和元年第4回（12月）河合町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和元年11月29日

河合町長 清原和人

1 期 日 令和元年12月 4日

2 場 所 河合町議会議場

令和元年 1 2 月 4 日（水曜日）

（第 1 号）

令和元年第4回（12月）河合町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和元年12月4日（金）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第67号 義務教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第 4 議案第68号 河合町立認定こども園条例の一部改正について
日程第 5 議案第71号 奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更について
日程第 6 議案第72号 河合町印鑑条例の一部改正について
日程第 7 議案第59号 令和元年度河合町一般会計補正予算について
日程第 8 議案第60号 令和元年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について
日程第 9 議案第61号 令和元年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について
日程第10 議案第62号 河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
日程第11 議案第63号 一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について
日程第12 議案第64号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
日程第13 議案第65号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第14 議案第66号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第15 議案第69号 河合町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
日程第16 議案第70号 まほろば環境衛生組合の設立について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第16まで議事日程に同じ

出席議員（13名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 森 光 祐 介 | 2番 常 盤 繁 範 |
| 3番 梅 野 美智代 | 4番 佐 藤 利 治 |
| 5番 中 山 義 英 | 6番 坂 本 博 道 |
| 7番 長谷川 伸 一 | 8番 杵 本 光 清 |
| 9番 大 西 孝 幸 | 10番 馬 場 千恵子 |
| 11番 岡 田 康 則 | 12番 西 村 潔 |

13番 谷本 昌弘

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	清原 和人	副町長	田中 敏彦
教育長	竹林 信也	企画部長	澤井 昭仁
総務部長	福井 敏夫	福祉部長	門口 光男
住民生活部長	木村 光弘	まちづくり 推進部長	堀内 伸浩
教育部長	上村 欣也	企画部次長	森嶋 雅也
総務部次長	浮島 龍幸	福祉部次長	杉本 正範
まちづくり 推進部次長	福辻 照弘	まちづくり 推進部次長	石田 英毅
安心安全 推進課長	上村 学	総務課長	小野 雄一郎
財政課長	上村 卓也	住民福祉課長	中野 雅史
社会福祉課長	浦 達三	高齢福祉課長	松村 豊範
保健センター 課長	小山 寿子	特命担当課長	梅野 修治
住民生活課長	上村 英伸	環境衛生課長	佐藤 桂三
特命担当課長	井筒 匠	まちづくり 推進課長	中島 照仁
教育総務課長	中尾 勝人	生涯学習課長	小槻 公男
スポーツ振興課 長	中野 典昭		

欠席者（なし）

会議に従事した事務局職員

局長	阪本 武司	調整員	松本 良一
----	-------	-----	-------

開会 午前10時00分

◎ 開会の宣告

○議長（杵本光清） おはようございます。本日、告示第31号をもって令和元年第4回定例会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、令和元年第4回定例会は成立しましたので開会します。

◎開議の宣告

○議長（杵本光清） これより本日の会議を開きます。

◎町長のあいさつ

○議長（杵本光清） 町長、招集の挨拶を登壇の上願います。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

（町長 清原和人 登壇）

○町長（清原和人） おはようございます。

本日、令和元年第4回12月定例議会を招集致しましたところ、議員各位にはご多忙中にもかわりませず、ご出席いただき厚くお礼申し上げます。

本日は議案第59号から議案第71号までの13議案及び追加議案としまして議案第72号の1議案、併せて14議案を提出させていただいております。後ほど議案説明を致しますが、皆様方には慎重審議いただきまして、ご決定を賜りますことをお願い申し上げまして招集の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。よろしく申し上げます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（杵本光清） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、12番、西村潔議員、13番、谷本昌弘議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（杵本光清） 日程第2 会期の決定を議題とします。

11月29日と本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、谷本昌弘議会運営委員長より会期等について報告願います。

○13番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 谷本委員長。

○13番（谷本昌弘） 去る11月29日および本日、議会運営委員会を開催し、日程などを決定しましたので、その結果を報告いたします。

会期は、本日12月4日より12月13日までの10日間といたします。

次に会期日程でございますが、本日4日が本会議。

一般質問は10日と11日、午前10時から。

総務常任委員会は、5日、午前10時から。

厚生常任委員会は、5日、午後1時30分から。

本会議最終日は13日、午前10時からです。

本日の議事日程は、議案第59号から第72号の14議案を本日一括上程し、逐条審議いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（杵本光清） お諮りします。

会期等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告どおり本日4日より13日までの10日間と決定します。

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（杵本光清） それでは、理事者より議案第59号から第72号までの14議案について、提案理由の説明を登壇の上、願います。

○副町長（田中敏彦） はい、議長。

○議長（杵本光清） はい、田中副町長。

（副町長 田中敏彦 登壇）

○副町長（田中敏彦） それでは、本定例会に提出させていただきました、議案第59号から議案第71号までの13議案、及び、本日、追加議案として提出致しました議案第72号につきまして順次ご説明を致します。

議案第29号 令和元年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ8,830万7,000円を追加いたしまして予算総額を67億3,051万8,000円とするものでございます。

第2条「債務負担行為の補正」につきましては3ページをお願いします。

地方自治法第214条の規定によりまして、後年度に債務を負担することのできる事項、期間及び限度額を定めており、オリンピック聖火リレー運営費負担金といたしまして表のとおり期間及び限度額を追加するものでございます。

第3条「地方債の補正」につきましては、4ページをお開き願います。

このことにつきましては、1事業の借入限度額を表のとおり定め、起債の限度額を合計5億8,060万円とするものでございます。

それでは歳出から主なものをご説明を致します。12ページをお願い致します。

今回の補正のうち、給料、職員手当等、共済費の人件費につきましては、人事院勧告に準拠した給与改定による438万9,000円の増額、職員の年度途中の退職や育児休業等によりまして3,544万2,000円の減額、トータル人件費全体では3,105万3,000千円の減額となっております。

次に、人件費以外の項目についてご説明致します。14ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費の一般管理費で、委託料52万3,000円の増額につきましては、財務会計システム改修業務委託を行うものです。16ページをお開きください。

街再生事業費 80 万円の減額ですが、台風 10 号の影響によりまして「かわいふるさとの日（夏）」が中止になりました。中止に伴いまして不用額を減額するものでございます。24 ページをお願いします。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費の老人福祉費 49 万 1,000 円の増額につきましては、重度心障老人医療費及び福祉医療事務費において、県補助金の精算に伴う返還金を増額するものでございます。

障害福祉費では、心障医療給付費で県補助金の精算に伴いまして返還金 85 万円の増額と、介護給付費でサービス利用者の増加などに伴い扶助費 6,500 万円を増額するものです。

後期高齢者医療費では、後期高齢者医療広域連合負担金の精算などによりまして 3,245 万 1,000 円を増額するものです。続きまして 26 ページをお願いします。

款 3 民生費、項 2 児童福祉費では、児童福祉総務費 36 万 9,000 円の増額で、子ども医療給付費の県補助金の精算に伴う返還金を増額するものです。

児童措置費 744 万 8,000 円の増額につきましては、児童手当給付費で国交付金の精算に伴う返還金を増額するものです。次に 28 ページをお願いします。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費では、保健衛生総務費で公用車購入のため備品購入費 150 万円を増額するものでございます。

次の予防費 100 万円の増額につきましては、受診者数の増加などによりがん検診等の委託料を増額するものです。30 ページをお願いします。

母子衛生費 105 万 1,000 円の増額につきましては、受診者数の増加などで妊婦健診委託料を増額するものです。

款 4 衛生費、項 2 清掃費の塵芥処理費 1,000 万円の増額につきましては、2 号炉バグフィルターの整備工事を行うものです。44 ページをお願いします。

款 9 教育費、項 6 保健体育費では、保健体育総務費でオリンピック聖火リレー運営費負担金 29 万 3,000 円の増額と、町民体育大会経費で、台風 19 号の影響で町民体育大会が中止となったことにより不用額 81 万 6,000 円を減額するものです。

次に、歳入について主なものをご説明致します。8 ページをお願いします。

款 14 国庫支出金、項 1 国庫負担金で 3,250 万円の増額。

款 15 県支出金、項 1 県負担金で 1,625 万円の増額。

款 17 寄附金、項 1 寄附金で 150 万円の増額。

款 18 繰入金、項 1 基金繰入金で 2,800 万円の増額。

款 20 諸収入、項 4 雑入で 5 万 7,000 円の増額でございます。10 ページをお願いします。

款 21 町債、項 1 町債で 1,000 万円の増額でございます。

以上、歳入歳出 8,830 万 7,000 円の増額補正となっております。

議案第 60 号 令和元年度河合町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

第 1 条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算に、それぞれ 298 万 3,000 円を追加し、予算総額を 22 億 2,591 万 4,000 円とするものでございます。

それでは歳出から主なものをご説明を致します。8 ページをお願いします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費の一般管理費 298 万 3,000 円の増額については、国保オンライン資格確認対応業務、及び在留資格等の連携項目追加のためのシステム改修費の増額となっております。次に、歳入についてご説明致します。6 ページをお願いします。

款 2 国庫支出金、項 2 国庫補助金で 298 万 3,000 円の増額。

以上、歳入歳出 298 万 3,000 円の増額補正となっております。

議案第 61 号 令和元年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算についてでございます。

第 1 条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算に、それぞれ 600 万円を追加し、予算総額を 3 億 7,460 万 2,000 円とするものでございます。

それでは歳出から主なものをご説明を致します。8 ページをお願いします。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金 600 万円の増額については、歳入で特別徴収保険料の増加に伴いまして、広域連合への納付金を増額するものでございます。次に、歳入についてご説明致します。6 ページをお願いします。

款 1 後期高齢者医療保険料、項 1 後期高齢者医療保険料で特別徴収保険料 600 万円の増額でございます。

以上、歳入歳出 600 万円の増額補正となっております。

議案第 62 号 河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてでございます。

このことにつきましては、国の働き方改革等につきまして非常勤職員等の適正な任用の確保等を目的とした「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の施行により、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、本町における会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものでございます。

これまで各地方公共団体により様々な法的根拠で任用されてきた非常勤職員等は、改正法の施行により「会計年度任用職員」として全国的に統一された制度に基づく任用に移行します。会計年度任用職員とは、1会計年度を超えない範囲で任用される職員であり、本町の非常勤職員等は原則として本制度に移行することとなります。

主な内容につきましては、第1章で、会計年度任用職員は、一般職員と同じ勤務時間であるフルタイム会計年度任用職員と、勤務時間がそれ以下のパートタイム会計制度任用職員に分類されます。フルタイム会計年度任用職員は、給料、地域手当、通勤手当、期末手当等が支給され、パートタイム会計年度任用職員には報酬及び期末手当が支給されることになっております。

第2章以降では、フルタイム、パートタイムそれぞれの会計年度任用職員に対する給与及び費用弁償について定めるものでございます。

この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

議案第63号 一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定についてでございます。

このことにつきましては、複雑、高度化する行政課題や、緊急の課題に速やかに対応することを目的に、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」の規定に基づき、専門的な知識経験等を有する者の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるものでございます。

主な内容につきましては、第1条では制定の趣旨を、また第2条及び第3条においてはそれぞれ任期付職員を採用できる条件を列挙しております。

また、第4条では、一定の期間内に終了が見込まれる場合や一般職員の介護休暇や育児休業の承認などの場合、短時間勤務の職員として任期を定めて採用できるよう規定しております。

第5条及び第6条では任期の上限を定めるものでございます。

この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

議案第64号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、期末手当の年間総支給月数を0.05月分引き上げ、3.40月分とするものでございます。

第1条で、令和元年度については、12月期の支給月数を0.05月分引き上げるものでございます。

第2条で、令和2年度以降については、年間総支給月数は変えずに、6月期と12月期の支給月数を、それぞれ1.70月分とするものでございます。

この条例は、公布の日から施行しますが、第2条の規定については令和2年4月1日から施行するものです。また、第1条の規定は平成31年4月1日まで遡りまして適用するものでございます。

議案第65号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、期末手当の年間総支給月数を0.05月分引き上げ、3.40月分とするものでございます。

第1条で、令和元年度については、12月期の支給月数を0.05月分引き上げるものでございます。

第2条で、令和2年度以降については年間総支給月数は変えずに6月期と12月期の支給月数を、それぞれ1.70月分とするものでございます。

この条例は、公布の日から施行しますが、第2条の規定については令和2年4月1日から施行するものです。また、第1条の規定は平成31年4月1日に遡りまして適用するものでございます。

議案第66号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、まず第1条で、勤勉手当につきまして令和元年度は12月期の支給月数を0.05月分引き上げるものでございます。

また、行政職給料表を平均0.1%引き上げる改正でございます。

第2条では、住居手当につきまして、支給対象となる家賃額の下限額を12,000円から16,000円に引き上げるとともに、手当額の上限額を27,000円から28,000円に引き上げるものでございます。

また、令和2年度以降につきまして、勤勉手当の年間総支給月数は変えずに、6月期と12月期の支給月数を、それぞれ0.95月分とするものでございます。

この条例は、公布の日から施行しますが、第2条の規定については令和2年4月1日から施行するものでございます。

また、第1条の規定中、勤勉手当の支給月数の改正については、令和元年12月1日から、行政職給料表の改正につきましては平成31年4月1日に遡りまして適用するものでございます。

議案第67号 義務教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

このことにつきましては、河合第二小学校及び河合第三小学校の統廃合に伴いまして令和2年3月31日に河合第三小学校が廃校となることから、本条例の一部を改正するものでございます。

この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

議案第68号 河合町立認定こども園条例の一部を改正する条例についてでございます。

このことにつきましては、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が令和元年10月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正致します内容は、法の用語を引用している箇所について、法律の改正に併せて本条例の一部を改正するものでございます。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第69号 河合町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

このことにつきましては、生活の多様化や核家族化等のニーズの変化に対応するため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正致します内容につきましては一般家庭系の不燃ゴミの指定袋につきまして、少人数世帯向けとして、中袋及び小袋を作成することに伴いまして一般廃棄物の収集運搬及び処理にかかる手数料の一部を改正するものでございます。

この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

議案第70号 まほろば環境衛生組合の設立についてでございます。

このことにつきましては、山辺・県北西部広域環境衛生組合において、計画されているゴミ処理施設へのゴミの搬入にあたりまして、地方自治法第284条第2項の規定により、安堵町、広陵町及び河合町の3町でゴミ中継施設の設置に関する事務を共同使用するため、まほろば環境衛生組合を設立することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めらるものでございます。

議案第 71 号 奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更についてでございます。

このことにつきましては、共同処理する事務のうち「し尿貯留中継基地からし尿処理施設までのし尿運搬に関する事務」につきまして御所市が離脱することから、組合規約の一部を改正する必要があるため、地方自治法第 286 条第 1 項の規定に基づき、奈良県知事に許可を申請するにあたり、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、本日、追加議案として提出させていただきました議案第 72 号につきましてご説明をさせていただきます。

議案第 72 号 河合町印鑑条例の一部を改正する条例についてでございます。

このことにつきましては、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、総務省が定める「印鑑登録証明事務処理要領」の一部が改正されることに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正致します内容につきましては、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るものでございます。

この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行するものでございます。

以上、提出致されました 14 案件の説明とさせていただきます。

よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。ありがとうございました。

◎議案第 67 号、68 号、第 71 号、第 72 号の質疑、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第 3 議案第 67 号 義務教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（発言するものなし）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杵本光清) ご異議なしと認めます。

これより、議案第67号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杵本光清) 全員であります。着席願います。

よって、議案第67号 義務教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については可決されました。

日程第4 議案第68号 河合町立認定こども園条例の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○7番(馬場千恵子) はい、議長。

○議長(杵本光清) 馬場議員。

○7番(馬場千恵子) 今回の文言の改定かと思うんですけども、支給認定の部分が変わったという事ですが、支給認定そのものから教育・保育給付認定に変わった意味というか内容がどのように変わるのかを知りたいというのと、今まで認定こども園については、教育委員会が担当するとお聞きしてたんですけども、今回の人事のところを見ると福祉課が担当するとなっておりますが、そのことについてこれと外れるかもしれませんが、お聞きしたいと思います。後はもう一度質問させてもらいます。

○福祉部次長(杉本正範) はい、議長。

○議長(杵本光清) 杉本福祉部次長。

○福祉部次長(杉本正範) 今回の文言の改正という事で、支給認定と教育・保育給付認定という言葉なんですけども、意味合的には全く同じものでありまして、国の方の子ども子育て支援法が改正されたんですけども、この中で給付と支給という言葉が違うんですけども、辞書をひいても同じ意味でございまして、その中で給付という言葉の中には義務的な意味が含まれてるという事で、幼児教育無償化というのを国がかかえているところで、ある意味、幼児教育も義務教育的な要素を含んでいるのかと、解しております。

○総務部長(福井敏夫) はい、議長。

○議長(杵本光清) 福井部長。

○総務部長（福井敏夫） 今回の人事移動におきまして、子ども関係の政策すべてを子育て支援課に集約させていただきました。認定こども園もそこでの事務という事になります。ただ、当然、教育と福祉と両面の性質を持つものでございますので、そういうところにつきましては今後も両組織が共同しながら、検討してまいりたいと思います。

○7番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○7番（馬場千恵子） 認定こども園につきましては、福祉関係という事ですけども、これに対して窓口は子育て支援課の長が窓口になるという事で認識していいんでしょうか。それと、教育・保育給付認定に変わる事によって保護者が申請していかなければならない。無料化に対しても手続きが随分変わるかと思うんですけども、それに対する説明及び周知徹底についてはどのようにされる予定でしょうか。

○福祉部次長（杉本正範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 杉本福祉部次長。

○福祉部次長（杉本正範） 今回の改正、言葉が変わっただけで、手続きは今までと全く同じでございます。それと、今まで以外にも増えた部分ございますけども、認定の申請の手続きにつきましては、全く今までと同じでございます。

○福祉部長（門口光男） はい、議長。

○議長（杵本光清） 門口福祉部長。

○福祉部長（門口光男） 子ども等にかかる窓口についてお答えさせていただきます。今まで社会福祉課においてこども園の準備係という事で設けておりましたが、12月の異動をもちまして子育て支援係の中にこども園も関わるというところで、今後につきましては、子育て支援課が窓口として今後、保護者の方等について対応させていただくという事でございます。

○8番（岡田康則） はい、議長。

○議長（杵本光清） 岡田議員。

○8番（岡田康則） 子育て支援課という事なんですけども、認定こども園が来年の4月に開園という事が、早くから分かった事なんですけども、それに対しては12月にこういう事が出てくる。それと済んだ事なんですけども、バスにしましても給食にしましても後々、バタバタと小出しで出てくるという事事態が、もう少し早くから取り組まないといけないのではないですか。特に子供の安全とかそういう事に関して、又お母さん方の不安を払拭させる為にも、そういう事が大事だと思うんですよ。そこをお答え願いますでしょうか。

○福祉部長（門口光男） はい、議長。

○議長（杵本光清） 門口福祉部長。

○福祉部長（門口光男） 認定こども園関連の主にソフト面につきましては、保護者各位にはご心配をおかけしているところでございますけども、今後につきましても計画性、スケジュールをもちまして、全力で福祉部対応していきたいと考えておりますので、議員のみなさまも協力のほどよろしくお願い致します。

○8番（岡田康則） はい、議長。

○議長（杵本光清） 岡田議員。

○8番（岡田康則） 担当部長からのお答えだったんですけども、町長としてもそういうお考えでいいわけですか、それとももっとリーダーシップでやっていただけるという事で私たちそう思っているわけでしょうか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今、担当部長申しあげましたように私が先頭にたって、計画的にどうか保護者にも安心していただけるように、前向きなかたちで取り組んで参りたいと思います。以上です。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 先月末にかがやきの森子供園の給食業務の委託事業についての入札があったと思うんですが今後、応札の状況と、結果としてどうかたちになったかは先月末に出てると思うんですが、その内容に関して問い合わせさせていただくのはどちら部課になるんでしょうか。そちらをお答えいただけますでしょうか。

○福祉部長（門口光男） はい、議長。

○議長（杵本光清） 門口福祉部長。

○福祉部長（門口光男） 給食の関係、先日開札が完了しております。入札等に関する事柄等については、総務部総務課で対応していただいておりますので、入札等に関わる部分については総務課の方にお問い合わせいただきたいと思いますと考えております。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 認定こども園の件については、これまでそもそも就学前の教育のあり方として、ふさわしくないのではないかという立場もありまして、条例等にも対応してきたんですが、いよいよ募集も行われてきて、来年から始まるという段階になりましたので、そういう点では今後さらにいいものにするという立場で対応していきたいと思っているところです。その一環として今回の改定が先ほどの理由が教育、教育・保育給付というかたちで教育も含めた意味あいを乗せてるという事でこの認定こども園の在り方というか、そこを背景として教育無償化ということも出てきてる中での背景として改訂されたのではないかという意味だったと思うんですけども、そういう理解として、文言ではありますけども変更の意味ということで理解してよろしいでしょうか。

○福祉部次長（杉本正範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 杉本福祉部次長。

○福祉部次長（杉本正範） そう、理解していただいて結構と思います。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 今まで、保育所、幼稚園。二人のお子さんをかかえている方は、本来ワントップで一つにいけば、答えがもらえるという状況が作れば良かったんですけども、今回、子育て支援課ができた場合には両方のお子さんの相談というのは、一つの窓口で良いという事ですね。それと、10月1日から幼保の無償化が行われてきたんですけども、少し脱線しますが今、事業所と保護者の方に全国で3万名の方にアンケートをとってるんですけども、その中で出てくる声が民間の事業所の方から近隣の市町村から跨いでうちに来られてる。そこでは本来行政の方が話をして保護者の方に同じ仕様を出してほしいとか、もっと説明会を共有したものをやってほしいと出てたので、今後子育て支援課ができることになればそういう細かいことも、近隣市町村との連携を取られて解決していけるという理解でよろしいでしょうか。

○福祉部長（門口光男） はい、議長。

○議長（杵本光清） 門口福祉部長。

○福祉部長（門口光男） 子育て支援課に関わる業務だと思うんですけども、子供にかかわる全てにおきまして一本化にしていく。18歳未満まで子ども子育て支援ということで対応するというのが子育て支援課の役割ということで認識しております。近隣町を跨いでという

部分は、例えば上牧町におられて河合町にお勤めになっておられるといった方は通勤上、上牧町より河合町に預けたい等々の町を跨いでのやりとりの事だと思うんですけども、それにつきましても、それぞれの保護者のニーズに関わって、保護者の立場になって、その町と今後についても対応してまいりたいと考えておりますのでよろしくをお願いします。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、議案第68号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 多数であります。着席願います。

よって、議案第68号 河合町立認定こども園条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第71号 奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 今回、規約を読みますと、1ページ目なんですけど13条を14条として1番、組合運営に関する経費。2番、し尿運搬に関する経費。3番、施設維持管理に関する経費。4番、し尿処理施設の設置に係る財産の取得に関する経費。5番、し尿処理設置の建設に関する経費。6番、かもきみの湯の設置に係る財産の取得に関する経費。7番、かもきみの湯の建設に関する経費。となっておりまして、2ページ目に負担割合を書かれています。ここで、確認したいのは、13条第1号に関する経費として区分に掲げる総額を組合市町の数で割る均等割りとなっておりますが、これは1ページ目の13条の1番目の組合運営に関する経費を均等割りするという事で、御所市が離脱となると、7町で割るのか、8町で割るのか、そこをはっきりご説明してください。2番、3番のし尿処理と施設維持管理は各町の処理量で

していますので、再確認をお願いします。次に4番から7番の経費に関しては河合町は6.31%で基準として計算されるのか再度確認をお願いします。ご説明よろしくをお願いします。

○住民生活部長（木村光弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村光弘） ただいまのご質問でございますが、1つ目の組合運営に関する経費、御所市が離脱するということですが組合を離脱するのではなく、組合の運用の中のし尿運搬、それぞれの中継地からアクアセンターまで行くことについて、御所市が抜けるということでございます。ですので組合運営に関する経費につきましては、今まで通り御所市を抜くのではなく、全市町の8つということになります。2番、3番のし尿運搬に関する経費、施設維持管理に関する経費につきましては、議員おっしゃるように処理量割りでございます。4番から7番に関する各分担割合のパーセンテージがありますが、それについても現行と変わりなくこのとおりでございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 再確認できました。ありがとうございました。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 今回の改正の発端は御所市の問題ということで先ほど確認しましたが、その際に、木村部長からもありましたが、離脱するのがし尿処理運搬の部分ということなんですけども、従来の規約の3条は対比表にもありますけども、し尿処理に関する事務ということでカッコして収集及び運搬を除くと書いてますけども、従来はやってたのは、この部分を組み合わせとしてやっていたという意味合いなのか、そこが分かりにくかったのでご説明をお願いします。2つ目は、新しい負担割合となるわけなんですけども、この中で河合町の負担の増減等何か変化はありますか。3つ目は将来、御所市のように収集運搬については共同事業から離脱するという事も可能なかどうか。この3点質問したいと思います。

○議長（杵本光清） 坂本議員1つ目の質問をもう一度お願いします。

○6番（坂本博道） 今回の改定の理由として先ほど、御所市がし尿処理の中で、運搬に関する部分から抜けるということになったので、改めてこの部分明記しながらどこへやるかを書いたということなんですけども、今の第3条のところを第1項でし尿処理に関する事務と書

いて括弧して収集及び運搬を除くという事で組合の業務と書いてると思うんですけども、従来組合が収集運搬をやってたから、抜けるから改訂になったと聞こえるんですけども、それはどうなんですか。

○議長（杵本光清） 暫時休憩します。

再開は、10時55分から行います。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時55分

○議長（杵本光清） 再開します。

○住民生活部長（木村光弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村光弘） 私の理解不足で、時間をいただきましてありがとうございます。先ほどのご質問をお答えさせていただきます。

1つ目に、旧契約の第3条でし尿運搬を除くという事が書かれていると、これにつきましては、現在各家庭からは各町のし尿貯留池中継地というのがありますが、そこへの収集運搬という部分について当初から組合の事務ではないと、その部分を除くということで、前の規約条ではうたってるところでございます。

御所市が抜けたことよっての河合町への負担はどう変わるのかという事ですけども、そもそも、し尿中継地からアクアセンターへは処理量割りでいっております。リッターあたりの単価が決まっておりますので、それに対しての負担割合は変更はございません。

組合から抜けるという事ができるのかということですが、御所市が抜けた理由はその市で中継地からアクアへ搬入できる業者があるということで、御所市は離脱されたということです。当然、河合町にもそのような業者ができれば、考えられるのかなと。その場合は現在アクアでやっておられる、契約金額と比較して削減になるのか検討しながら、考えていきたいと思っております。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 収集運搬の意味合いは分かりました。2番目に言ってた負担割合はかわらないという事なんですけど、均等割をなくしたりとか実額として払ってる分の変化は無いのかということで確認したかったのか。

○住民生活部長（木村光弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村光弘） 中継地からアクアへの係る分についての負担は各市町村の量がありますので、それに単価をかけるということですので、どこも後の町村も同じという事です。金額の方は変わらないということです。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） もともとの、負担割合のところは、均等割りがあったりして、10分の1については、組合数で割るとか、処理とかも一応、式があるんですが、3つの項目に変わって1番目の分が組合経費と増えたりしてるから、支払いの実額も変わることはないですかということで聞いたんですが、ちょっと意味が伝わってないかもしれませんが、変わらないということでしたら、改めては結構ですけども。

○住民生活部長（木村光弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村光弘） 旧の規約と条文の区分等は変わりましたが、内容、負担割合の方については全く変わりありませんので、変わりないということでございます。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

○7番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○7番（馬場千恵子） 3条の1のところ、収集と運搬業務を除くというところで分からなかった点があったので、今までし尿処理のことでお聞きしてた分については、各家に対して、収集に行ったりするのは組合がやってると理解してたと聞いて認識してたんですが、それは町がやってたということでもいいんですね。組合は関わっていないということですね。それと中継基地から持って行った時点からアクアセンターまでの運搬については組合がやってたということで、その組合がやってる意味が具体的に分からないんですけども、それは組合として運搬業者を持っててそこが委託されてやってる、町の業者は関わっていないということでしょうか。今回、御所市がすると言ってるのは組合が運搬していた、別の業者と理解してい

いんですね。その業者に委託しないで、地元の自分のところの業者でそれを賄いたいということで、運搬業務については離脱しますよ。という意味なんですね。ということは河合町が今まで、各戸から中継施設まで運搬してもらってた分、その業者はアクアセンターまでの運搬は関わっていないということで理解してよろしいんですか。

○住民生活部長（木村光弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村光弘） まず、し尿についてでございます。町内のし尿とかの収集運搬につきましては、町が許可している業者をお願いして、収集運搬をしております。それが各家庭から清掃工場にある中継基地へ運んで来られてる。その河合町の清掃工場にある中継基地から御所のアクアセンターまでを組合の事務として、各組合の構成団体が皆お願いしてます。その組合で収集運搬されてる業者については各市町村の業者は入っていない。今までアクアで収集運搬をやっておられた業者、2業者ですが、それらをもって組合の方で契約をされてるということです。

7番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○7番（馬場千恵子） 今回、御所市が運搬業務のところから地元の業者に移るということなんですけども、費用的にそちらの方が良かったから移ったのか、他の諸事情があつて移ったのか分からないですけども、河合町も経済的に見てそちらの方が有効であることが分かれば、そういったことも今後あり得ることなんじゃないでしょうか。

○住民生活部長（木村光弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村光弘） 河合町にそのような業者で、中継地からアクアに行くには10トンのロータリー、かなり大きな車が必要となります。その車しか出入りが認められておられませんので、そういう10トンロータリーをお持ちである業者さえ出てくれば、その辺も検討して安ければ御所市と同じような形も考えられると思います。

議長（杵本光清） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、議案第71号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。着席願います。

よって、議案第71号 奈良県葛城地区清掃事務組合格約の変更については可決されました。

日程第6 議案第72号 河合町印鑑条例の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（「なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、議案第72号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。着席願います。

よって、議案第72号 河合町印鑑条例の一部改正については可決されました。

◎議案第59号から議案第66号、議案第69、議案第70号の委員会
付託

○議長（杵本光清） 日程第7、議案第59号、日程第8、議案第60号、日程第9、議案第61号、
日程第10、議案第62号、日程第11、議案第63号、日程第12、議案第64号、日程第13、議案第
65号、日程第14、議案第66号、日程第15、議案第69号、日程第16、議案第70号のの審議方法
についてお諮りします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杵本光清) ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。

報告します。

議案第59号、議案第62号、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第66号を総務常任委員会に付託します。

議案第60号、議案第61号、議案第69号、議案第70号を厚生常任委員会に付託します。

◎散会の宣告

○議長(杵本光清) 以上をもちまして、本日の日程は全て議了しました。

本日はこれにて散会したいと思いますがお異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杵本光清) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会とします。

散会 午前11時07分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杵 本 光 清

署 名 議 員 西 村 潔

署 名 議 員 谷 本 昌 弘